

公正入札調査委員会設置要領

(目的)

第1条 市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工事中材料の買入及び測量、調査、設計等の業務委託、物品の調達及び清掃等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、船橋市に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、建設工事等についての入札談合に関する情報があった場合又は職員が入札談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、副市長を委員長とし、企画財政部長及び契約課長並びに入札談合に関する情報に係る建設工事等を所掌する部長（建設局にあっては、建設局長、健康福祉局にあっては、健康福祉局長並びに入札談合に関する情報に係る建設工事等を所掌する部長）及び課長をもって組織するものとし、必要に応じ委員長代理を置くことができるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が入札談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、契約課に置くものとする。

附 則

この要領は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。